

山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、管理捕獲の中核となる狩猟者の育成を図るため、一般社団法人山梨県猟友会（以下「補助事業者」という。）内の山梨県猟友会青年部（以下「青年部」という。）が行う若手ハンター確保育成に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱及び実施要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は次の事業とし、その事業概要及び補助率等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

- (1) 若手ハンター入門事業
- (2) 若手ハンタースキルアップ事業

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の対象事業ごとに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号（若手ハンター入門事業））
（様式第2号（若手ハンタースキルアップ事業））
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

(交付決定通知)

第4条 知事は、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、交付決定通知書（様式第4号）により申請者あて通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の実施に際しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、その他の関係法令を遵守すること。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事から求められた場合、すみやかに事業の遂行状況を事業遂行状況報告書（様式第6号(若手ハンター入門事業)(若手ハンタースキルアップ事業)）により報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、第2条に定める対象事業ごとに、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第7号）に次の各号の書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号（若手ハンター入門事業））
（様式第8号（若手ハンタースキルアップ事業））
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得

財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、各1部とし、山梨県森林環境部みどり自然課長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助事業の区分	事業概要	補助対象経費	補助率	軽微な変更
若手ハンター入門事業	若手ハンターを確保するため、狩猟免許取得希望者等を対象に、狩猟の様々な現場を体験する機会を提供する。 ・銃猟及びわな猟の現場見学 ・解体実習 ・射撃場における取り扱いのレクチャ ・その他狩猟の現場体験に関する事業	事業実施に従事する日当、必要経費のほか、チラシ配布、参加者受付、通信等に係る事務費を補助 1 日当 1人当たり一日 6,500円 2 必要経費 (弾・わな代、レクリエーション保険代ほか必要と認める経費) 3 事務費 日当及び必要経費の総計の1割	当該経費の10分の10	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

別表2

補助事業の区分	事業概要	補助対象経費	補助率	軽微な変更
若手ハンタースキルアップ事業	若手ハンターを育成するため、新規狩猟免許取得者を県猟友会青年部の狩猟に同行させ、技術の向上を図る。	管理捕獲を行うことに要する以下の経費 1 日当 1人当たり一日 2,000円 2 捕獲報償費 ニホンジカ1頭 当たり 15,000円 3 事務費 日当及び捕獲報償費の総計の1割5分 4 錯誤捕獲(ツキノワグマ)放獣費用 一回60千円を上限	当該経費の10分の10	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者

山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の区分
- 2 補助事業の目的および内容
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他必要な書類

様式第3号 (第3条関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算の基礎	備考
合 計			

殿

山梨県知事

山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった 事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中に

おいては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 事業の遂行状況の報告を求められた場合は、すみやかに事業遂行状況報告書（様式第6号(若手ハンター入門事業)(若手ハンタースキルアップ事業)）により報告しなければならない。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第5号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者

山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第7号（第7条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者

山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助対象事業に要した経費 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) その他添付書類

・日程

・募集チラシ

・日当・経費実績

・確認書類（出労実績表、領収書）

様式第9号 (第7条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	精算額	備考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	精算額	積算の基礎	備考
合 計			

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者

山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口 座 名

預金種別 (当座・普通)

No.

様式第11号（第9条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

財産処分承認申請書

山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県若手ハンター確保育成事業費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類